

枚方市における コミュニティ・スクールのてびき

令和7年4月
枚方市教育委員会

－ 目 次 －

1. 枚方市におけるコミュニティ・スクールを推進するにあたり	P1
2. 枚方市におけるコミュニティ・スクール設置の背景	P2
3. 枚方市におけるコミュニティ・スクールとは	P3
(1) 枚方市におけるコミュニティ・スクールの構成者	
(2) 学校運営協議会の役割	
(3) 地域とともにある学校の取り組み(例)	
(4) 学校運営協議会の適切な運営	
4. 枚方市におけるコミュニティ・スクールの1年間の流れ	P8
5. 枚方市学校運営協議会規則	P10
6. 枚方市学校運営協議会実施要項	P12
7. 学校運営協議会委員報酬に関する要項	P14
8. FAQ	P
15	
9. 参考資料	P
17	
(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(令和6年4月1日施行)	
(2) 枚方市附属機関等の設置等に関する規程	
(3) 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	

I. 枚方市におけるコミュニティ・スクールを推進するにあたり

「開かれた学校」から
「地域とともににある学校」に、
こう変わります。

本市では、保護者及び地域住民等からなる**学校運営協議会**を設置した学校を枚方市における**コミュニティ・スクール**と定義し、協議会の最大の目的を「**校長の学校運営に対して必要な支援を行うこと**」とします。

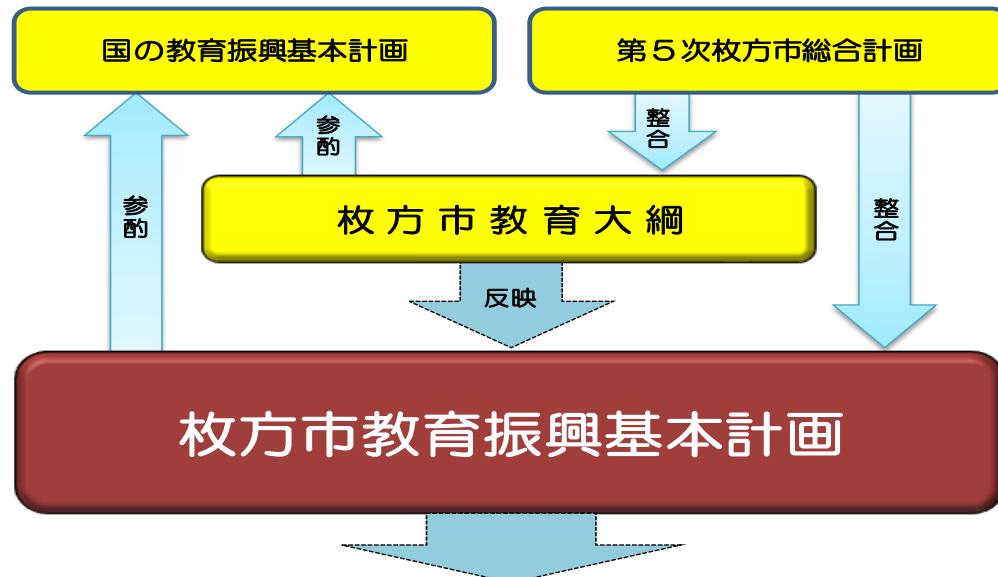
枚方市における**コミュニティ・スクール**とは、地域全体で教育を実現する仕組みと考え、「**学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりを進めていくこと**」をねらいとします。

2. 枚方市におけるコミュニティ・スクール設置の背景

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

第1項 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。(以下略)

(計画の体系)



基本方策6 「社会に開かれた学校づくりの推進」

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むにためには、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

保護者や地域住民の理解や協力を得て、各学校において特色ある教育活動を展開していくため、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクール等、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の活性化に取り組みます。また、地域人材等も積極的に活用しながら、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。

学校園の信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力・学習状況調査の結果や分析内容をはじめ、「学校いじめ防止基本方針」や校内における相談体制、各学校の教育計画を各学校ブログに掲載するなど、学校の取り組みや校内での子どもの状況等の情報を積極的に公表していきます。また、学校と保護者との連絡体制については、共通アプリを使用した学校情報の発信や児童・生徒の出欠連絡など、デジタル技術を生かした利便性の高い連絡手段の確立に取り組みます。

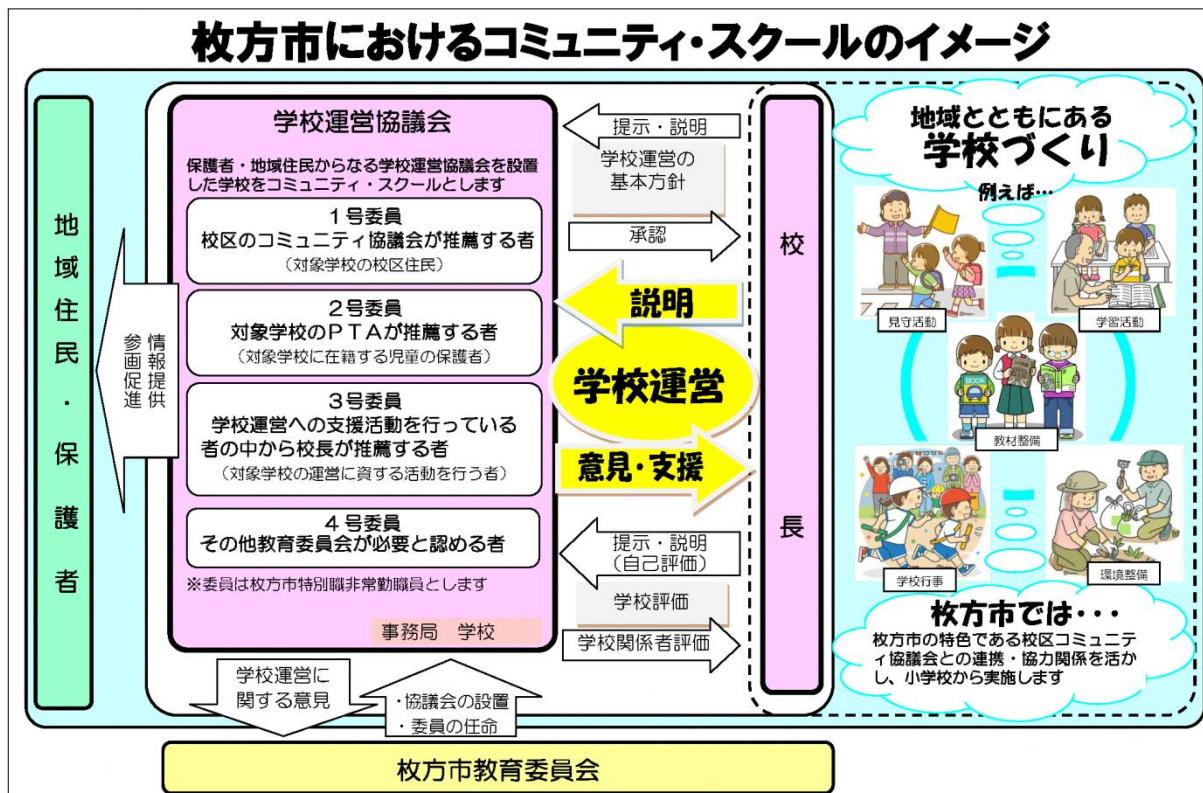
教育に関わる課題が多様化・複雑化する中、より地域や保護者との協力関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるよう、学校園ガバナンスの確立に取り組みます。

※ 枚方市教育大綱は令和6年3月に改訂

※ 枚方市教育振興基本計画は令和7年1月に改訂

3. 枚方市におけるコミュニティ・スクールとは

(1) 枚方市におけるコミュニティ・スクールの構成者



本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に則り、1号委員・2号委員・3号委員の「地域住民」「保護者」を必須とします。なお、各号1名以上、4号委員は2名以内、計5名以内とします。また、各号の対象者を以下のとおりとします。なお、当該小学校の職員、児童、教育委員会委員、教育委員会事務局職員、本市一般職員、議員等以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する地域住民等の中から、枚方市教育委員会が委嘱します。

1号委員	校区コミュニティ協議会の中から推薦する者（対象学校の所在する地域の住民）
2号委員	PTA等の中から推薦する者（対象学校に在籍する児童の保護者）
3号委員	学校運営への支援活動を行っている地域住民の中から校長が推薦する者 (社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者)
4号委員	その他当該教育委員会が必要と認める者（有識者・元教職員・元市役所職員など）

※委員は枚方市特別職非常勤職員とする委員の報酬は年間 12,000 円とします。任期については1年とし、再任は妨げないこととします。

(2) 学校運営協議会の役割

協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進します。さらに、本市教育目標や対象学校の教育目標の実現のため、対象学校の校長に対して必要な支援を行うものとします。

①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

校長が毎年度作成する学校運営の基本方針を提示・説明し、学校運営協議会が共通認識をもってこれを承認します。学校運営の基本的な方針とは、めざす学校像、学習活動や生徒指導などの学校教育活動の方針等になります。

＜例＞

- めざす学校像 ○学校教育活動の方針
 - ・学校運営体制の方針
 - ・学習指導の方針
 - ・進路指導の方針
 - ・道徳教育の方針
 - ・人権教育の方針
 - ・特別活動の方針
 - ・生徒指導の方針
 - ・教職員の業務量管理、健康管理措置など

②学校運営について校長又は教育委員会に意見を述べることができる

本市では、前述のとおり、学校運営協議会は、校長の学校運営に対して、必要な支援を行うものとしており、また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができると規定しております。そのために、各委員には、学校行事や授業等、実際に子どもの姿や学校の取り組みを見て年間を通じて学校への理解を深めていただくことが必要です。そして、それらの活動を通して、学校運営に対する考え方について、校長の意見を尊重しながら、意見を述べていただけます。

ただし、学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、教職員の任用に関しては、教育委員会に対して意見を述べることができると規定されていますが、教職員の個人を特定しての意見ではなく、本市における、コミュニティ・スクールの目的の一つである「校長の学校運営に対して必要な支援を行う」観点から、学校運営全般に係る内容と考えています。本市においては、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、個別人事事項を除くものとします。

学校運営協議会による校長または教育委員会への意見（全国の事例より）

- 教職員の任用については、「各学校・地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、例えば、「英語教育に力を入れたいのでその取り組みを推進するための教員を配置してほしい」というような意見など、校長の学校経営ビジョンを後押しするような意見を考えています。
- すでにコミュニティ・スクールを実施している学校においては、学校の抱える課題の解決のために必要な校内体制の充実を望む意見など、校長のビジョンを後押しする意見が述べられています。

③学校評価を実施する

校長は学校教育自己診断を踏まえた学校運営の「自己評価」を学校運営協議会に提示・説明し、学校運営協議会はそれに対する評価、いわゆる「学校関係者評価」を行います。

④地域住民・保護者に対して、情報提供・参画促進を行う

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるとともに、コミュニティ・スクールへの参画促進を呼びかけます。具体的には、各会議等において、学校運営協議会で協議した内容について、職員会議、PTA役員会、地域コミュニティ協議会等の会議や学校HP、学校ブログ、学校だより、PTAだより、コミュニティだより等で情報発信をします。

(3) 地域とともにある学校づくりへの取り組み

協議会では、社会総掛りで子どもたちを育てるという視点に立ち、各校区での「学校の課題」「地域の課題」あるいは「学校・地域共通の課題」について、熟議するとともに、「校長の学校運営に対して必要な支援を行う」観点から、地域とともに子どもたちの健やかな成長につながる取り組みを行います。

*熟議……多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決をめざす対話

①学習活動

○図書ボランティア ○稲作など農業体験

○学習支援ボランティア

・総合（戦争体験談、地域学習、郷土学習、味噌作りなど）・外国語活動・国語（書写）

・社会（町探検の補助など）・体育（記録測定など）・理科（実験準備など）

・音楽（合唱指導、伝統芸能など）・図工（絵手紙、工作など）・生け花教室・ICT活用

・生活（昔遊び、折り紙、工作など）・家庭（裁縫、料理など）・茶道体験など

②教材整備

学校図書館の整備、小学校生活科、理科では、植物栽培の支援などが挙げられます。

○図書 ○教材の提供 など

③見守り活動

- 見守り活動の更なる充実(下校時間ごと、授業参観、土曜授業)
- 登下校安全指導 ○災害時集団下校訓練 ○自転車教室 ○挨拶運動 など

④環境整備

- 地域の清掃活動
 - ・花壇整備 ・雑草抜き ・溝掃除 ・菊 ・植木の剪定 など

⑤学校行事

- 校内美化活動 ○地域社会の清掃活動 ○福祉施設との交流活動 ○防災教室 ○避難訓練
- 運動会 ○児童会行事 ○学習発表会 ○防災訓練 など

⑥その他

- 1年生への授業・給食・掃除サポーター ○子どもの居場所づくり など

(4) 学校運営協議会の適切な運営

①指導及び助言

- ・教育委員会は、協議会の運営状況について把握を行い、協議会の適正な運営を図るため必要に応じて、指導及び助言を行うものとする。
- ・教育委員会及び当該対象学校の校長は、必要に応じて、協議会が適切な活動を行えるよう情報提供及び説明を行う。

②委員の解任

教育委員会は、学校運営協議会の適切な活動が行えないと判断した場合、委員を解任することができる。具体的には、委員から辞任の申出があったときのほか、以下のいずれかに該当すると認められるときとする。また、当該対象学校の校長は、委員が以下のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならないこととする。

- ・枚方市学校運営協議会規則第9条の規定に違反したとき

※第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

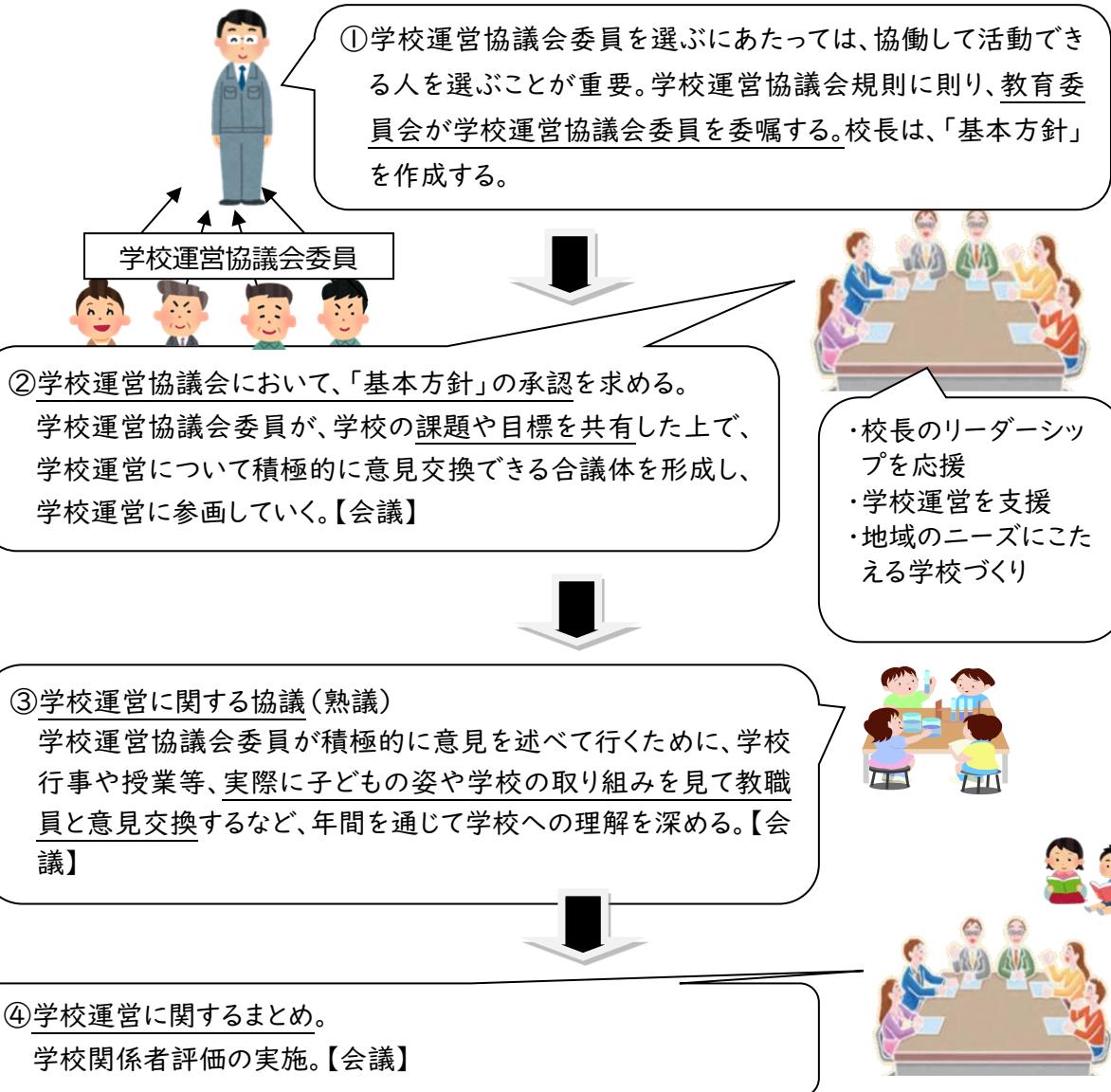
- ・委員たるにふさわしくない非行を行うことがあったと認められるとき
- ・委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用することが認められたとき
- ・委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき
- ・その職に必要な適格性を欠く場合
- ・その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす行動を行うことがあると認められるとき

③情報発信

教育委員会は、今後、学校運営協議会を核としたコミュニティ・スクールとしての成果と課題を検証し、成果については、他の校区の取り組みの参考となるよう、情報発信していくとともに、課題については、綿密な検証を行い、改善策を示す。

4. 枚方市におけるコミュニティ・スクールの1年間の流れ

時 期	学 校	学校運営委員協議会
2月	学校運営協議会委員を推薦 (3月1日までに書類の提出)	
4月1日	令和7年度 学校運営協議会委員の委嘱	
4月初旬～ 中旬	<p>第1回学校運営協議会の開催</p> <p>学校運営協議会に基本方針の説明</p> <p>学校評価報告書(目標)を作成し、意見をもらう。</p> <p>※承認後、HP・ブログなどで基本方針を公開</p> <p>※各協議会終了後に会議録を教育委員会に提出し、HP・ブログで公開する。</p>	<p>学校運営協議会による「基本方針の承認」については、前年度の3月に前倒しして行うことも考えられます。</p> <p>学校運営協議会による「基本方針の承認」</p> <p>基本方針・目標の達成にやるべきことをそれぞれの立場で考え、それが取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校ができること・保護者ができること ・地域住民ができること
4月下旬	<p>教育委員会に教育計画提出</p> <p>教育委員会に学校評価報告書(目標)を提出</p>	
7月	<p>第2回学校運営協議会</p> <p>学校参観等</p> <p>教育活動の進捗状況の報告・協議</p> <p>熟議の実施</p> <p>※熟議の例については、「(参考資料)熟議について」に提示</p>	<p>情報提供</p> <p>地域住民、保護者に対象学校の運営等に関する情報を提供するよう努める。</p> <p>学校:HP・ブログ・学校だより等</p> <p>地域:地域の会議・回覧板等</p> <p>保護者:PTAだより・会議等</p>
隨時	<p>学校運営協議会の開催</p> <p>熟議等</p>	<p>学校教育自己診断アンケートの実施 (児童、保護者、教職員、地域住民)</p> <p>学校による「自己評価」の作成</p>
3月	<p>学校運営協議会(最終)の開催</p> <p>学校運営協議会で学校教育自己評価を説明</p> <p>※学校評価終了後、学校評価報告書を教育委員会に提出し、HP・ブログなどで学校評価報告書を公開する。</p>	<p>学校運営協議会による学校評価</p> <p>来年度の学校運営についての協議</p>



コミュニティ・スクール設置による効果（全国の事例より）

- 保護者・地域住民等が学校運営や教育活動に参画することで、自己有用感や生きがいにつながり、子どもたちの学びや体験が充実する。
- 保護者・地域住民等も教育の当事者となることで、責任感を持ち、積極的に子どもへの教育に携わることができる。
- 保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現する。

5. 枚方市学校運営協議会規則

枚方市教育委員会規則第2号

枚方市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、教育委員会が別に定める市立の小学校ごとに学校運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(令3教委規則5・一部改正)

(対象学校の運営に関し承認をしなければならない事項)

第2条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和33年枚方市教育委員会規則第1号)第23条に掲げる事項とする。

(令3教委規則5・一部改正)

(対象学校の職員の任用に関し意見を述べることができる事項)

第3条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校(同条第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。)の個別の職員の任用に関する事項以外の任用に関する事項とする。

(令3教委規則5・一部改正)

(組織)

第4条 協議会は、委員5人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の校区の校区コミュニティ協議会が推薦する当該対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校のPTA(PTAがない対象学校にあっては、当該対象学校の校長)が推薦する当該対象学校に在籍する児童の保護者
- (3) 対象学校の校長が推薦する当該対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(令5教委規則4・一部改正)

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、1年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、1年以内)とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(令5教委規則4・一部改正)

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長(会長が定められていない場合にあっては、教育委員会)が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができます。

- (1) 枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する協議を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な協議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議
- 2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(委員の守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 枚方市学校運営委員協議会規則(平成30年枚方市教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則〔令和3年3月19日教委規則第5号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和5年3月31日教委規則第4号〕

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

6. 令和7年度枚方市学校運営協議会実施要項

枚方市教育委員会

1. 目的

この要項は、枚方市学校運営協議会規則(以下「規則」という。)第10条の規定に基づき、学校運営協議会について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 設置

協議会を設置した小学校を対象学校（コミュニティ・スクール）（以下「対象学校」という）と称する。

3.役割

協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者（以下「保護者」という）及び対象学校が所在する地域の住民（以下「地域住民」という）等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進する。さらに、本市教育目標や対象学校の教育目標の実現のため、対象学校の校長に対して必要な支援を行うものとする。

4.学校運営に関する基本的な方針の承認

（1）協議会は、規則第2条に規定する事項として、校長が毎年度作成する次に掲げる学校運営の基本的な方針について、共通の認識をもって承認するものとする。

①めざす学校像

②学校教育活動の方針

（2）校長は、（1）の承認された基本的な方針に基づいた学校運営に努める。

5.学校運営等に関する意見

（1）協議会は、対象学校の運営について、校長又は教育委員会に、意見を述べることができる。

（2）協議会は、（1）により意見を述べるときは、対象学校の校長の意見を尊重するものとする。

6.保護者及び地域住民等の参画の促進

協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画が促進されるよう努めるものとする。

7.学校運営等に関する保護者及び地域住民等への情報提供及び学校評価

（1）協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果を、対象学校の保護者及び地域住民等に提供するよう努めるものとする。

（2）協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

8.委員の在任期間

枚方市附属機関等の設置等に関する規程に基づき、委員は連続5期以内とする。

9.事務局

（1）対象学校内に協議会の事務局を置く。

（2）事務局は、協議会の庶務を担う。

10.適正な運営の確保

（1）教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、学校運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、適正な協議会運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（2）教育委員会は、前項の措置を講じる場合には、協議会に対して当該事由を明示した書面を交付しなければならない。

11.委員の解任

（1）教育委員会は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

①本人から辞任の申出があった場合

②委員たるにふさわしくない非行を行うことがあったと認められるとき

③委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用することが認められたとき

④その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす行動を行うことがあると認められるとき

⑤その他解任に相当する事由が認められる場合

（2）教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

12.実施計画書

（1）校長は、事業実施計画書及び学校運営協議会推薦用紙等を教育委員会に提出する。

（2）教育委員会は、提出書類を審査し、枚方市におけるコミュニティ・スクールを決定する。

13.活用報告

校長は、学校運営協議会要点録及び年度末に実施報告書等を枚方市教育委員会に提出するものとする。

14.その他

この要項に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

7. 学校運営協議会委員報酬に関する要項

枚方市教育委員会

1. 目的

この要項は、枚方市学校運営協議会規則の規定に基づき支給する学校運営協議会委員の報酬の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 報酬

学校運営協議会委員の報酬の額は、年額12千円とし、年度末に一括して支払うものとする。なお、年度途中の委嘱、解嘱については、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、支払うものとする。ただし、特に必要があるときは、他の方法による支払いができるものとする。

3. 費用代償

学校運営委員が公務のため出張したときは、その費用は代償するものとする。

4. 支払い

報酬は、学校運営協議会委員個人に支払うものとする。

5. 補則

その要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

8. FAQ

学校運営協議会規則について

Q 今後、規則の改正はあるのか。

A 今後、学校運営協議会を核としたコミュニティ・スクールとしての成果と課題の検証する中で、規則の改正が必要な状況があれば、検討します。

学校運営協議会について

Q 会議録は取られるのか、公開対象となるのか。

A 協議会の会議録につきましては、作成することを教育委員会規則で定めております。その公開につきましては、枚方市情報公開条例に基づいて対応することになります。

Q 協議会は、対象学校の運営について、校長や教育委員会に、意見を述べることができるとあるが、具体的にはどういうことか。

A 地域の見守り活動や環境整備などについて、学校を応援する観点から、意見を述べることを想定しています。

Q 協議会の会長、副会長はどのように決定すればよいのか。

A 年度初めの協議会において、委員の互選によって決定します。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名によって定めることができます。決定後は、協議会の要点録にて、教育指導課まで報告ください。

Q 協議会の会長、副会長に校長が担うことができるのか。

A 校長は委員でないため、担うことはできません。

Q 「協議会は公開」とあるが、どの部分まで公開なのか。

A 会議は原則公開です。ただし、枚方市情報公開条例に規定する非公開情報（個人情報など）が含まれる事項に関する協議については、非公開とすることができます。

Q 会議の成立要件はどのようなものか。

A. 委員の半数以上の出席が条件となります。ただし、校長、教頭は委員ではないため除きます。また、感染症等やむを得ない事情により、書面開催となる場合は、書面にて半数以上の回答をもって、会議の成立とします。

学校運営協議会委員について

Q 「委員は特別職の地方公務員の身分を有する。」とあるが、公務員なのか。

A 地方公務員法第3条第3項第2号の特別職非常勤職員になります。

Q 委員の選出は、どのような手続きをすればよいのか。

A 学校運営協議会委員には、校区コミュニティ協議会が推薦する地域住民、PTA等が推薦する保護者、学校への支援活動を行っている方の中から校長が推薦する者、その他教育委員会が必要と認める者から、推薦していただき、校長から教育委員会に報告をお願いします。その上で委嘱手続きに入ります。ただし、選任基準に合致しない場合は、委嘱できないことがありますので、留意してください。

Q 委員には、5人以内で、校区コミュニティ協議会が推薦する地域住民、PTA等が推薦する保護者、学校への支援活動を行っている地域住民の中から校長が推薦する者、その他教育委員会が必要と認める者から教育委員会が任命するとあるが、実際には何人を想定し、どのメンバーが必ず必要なのか。

A 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5 第2項」において、地域住民、保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者については、必ず任命することが必要とあります。本市においては、校区コミュニティ協議会が推薦する地域住民、PTA等が推薦する保護者、学校への支援活動を行っている地域住民の中から校長が推薦する者については、必ず、委員として必要とします。定数については、5名以内です。委員が5名に満たないときや欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができます。

Q 「委員たるにふさわしくない非行」とありますが、具体的にどのようなことがあたるか。

A 事前に会議の日程を知らせているのに、会議に参加しない、犯罪行為など、委員にふさわしくない行い等を想定しています。

Q 委員には報酬はあるのか。

A 地方公務員法第3条第3項第2号の特別職非常勤職員になるため、他の特別職非常勤職員を参考に、学

校運営協議会委員の報酬(年額)は、12,000円といたします。

Q 「会議は公開」なのに、規則第9条において、委員に対して守秘義務なのはなぜか。

A 会議の中で、個人情報を取り扱う場合は非公開となりますので、委員に対しては、守秘義務が生じます。

Q 年度の途中で委嘱された場合の報酬額はどうなるのか。

A. 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例に基づき委嘱された期間に応じて支払われることになります。そのため、年度途中の委嘱の場合は12,000円の報酬が支払われるものではありません。

教職員の任用について

Q 教職員の任用に関する意見を出されると、教職員人事に混乱が生じるのではないか。

A 教職員の任用については、「各学校・地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、例えば、「英語教育に力を入れたいのでその取り組みを推進するための教員を配置してほしい」というような意見など、校長の学校経営ビジョンを後押しするような意見を考えています。そのため、教職員の異動や退職など、個別的人事事項については「意見」の対象外となります。したがって、教職員人事に大きな混乱が生じないと考えます。

その他

Q 「この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」とありますか、具体的にどのようなことを別に定めているのか。

A 「学校運営に対しての意見は、どのような内容であるか」などについて、必要な事項について本手引きで定めることを想定しています。

9. 参考資料

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(令和6年4月1日施行)

項	
第1項	<p>教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。</p> <p>【留意事項】</p> <p>学校運営協議会を設置していない各教育委員会は、学校と保護者や地域住民等の信頼関係の深化等に一層積極的に取り組むなど、学校運営協議会を設置するために必要な環境整備を漸次推進する必要があること。</p>
第2項	<p>学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。</p> <p>一 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民</p>

項	
	<p>二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者</p> <p>三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員 その他の対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>四 その他当該教育委員会が必要と認める者</p>
	<p>【留意事項】</p> <p>地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者の具体的な例としては、今回の社会教育法の改正によって位置付けられる地域学校協働活動推進員をはじめ、学校運営への支援活動を行っている地域の自治会やPTA等の団体の取りまとめを行う立場にある者、学校運営を支援するボランティア活動を経験した者等が想定されること。</p>
第3項	<p>対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。</p>
第4項	<p>【留意事項】</p> <p>学校運営協議会の委員の任命に当たり当該校長が意見を申し出る機会を確保するため、その手続きを教育委員会規則に定めるなど適切な配慮を行う必要があること。</p>
第5項	<p>対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>
	<p>学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。</p>
第6項	<p>【留意事項】</p> <p>学校運営協議会が、その協議の結果に関する情報提供を行うにあたり、具体的には学校だよりや学校運営協議会だよりといった形で配付すること、インターネットを通じて配布すること、PTA集会等の会合の場を利用して周知することなどが想定される。このため、教育委員会は、学校運営協議会がこうした情報提供を円滑に行うことができるよう適切な配慮を行う必要があること。</p>
第7項	<p>学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。</p>
	<p>学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。</p>
	<p>【留意事項】</p> <p>対象学校の職員の任用に関する意見が、学校運営の混乱に繋がるとの指摘があることも踏まえ、今回の改正においては、その対象となる事項を教育委員会の判断にゆだねることとしたものであり、教育委員会は、地域の実情等を踏まえ、当該意見が学校運営の改善に資する内容となるよう、学校運営協議会が意見を述べ</p>

項	
	る事項について、教育委員会規則において適切に規定すること。
第8項	対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
第9項	教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
第10項	学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

(2) 枚方市附属機関等の設置等に関する規程

改正 平成26年3月31日訓令第8号

枚方市審議会の委員等の選任に関する規程(平成20年枚方市訓令第21号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、附属機関等の設置の形式、委員等の構成等の適正性を確保することにより、附属機関等の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 附属機関等 次に掲げるものをいう。

イ 執行機関の附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則(昭和58年枚方市規則第65号)第4条の規定により設置する協議会

ハ 行政執行に係る判断、結論等を導くために行う学識経験者、市民、関係団体等への意見聴取のための会合

(2) 委員等 附属機関等の構成員をいう。

(附属機関等の設置等の手続)

第3条 部長等は、次の各号に掲げる場合には、行政改革部長に協議するものとする。

(1) 附属機関等を設置しようとするとき。

(2) 附属機関等の担任事務を変更しようとするとき。

(3) 委員等の構成を決定し、又は変更しようとするとき。

(4) 関係団体等との連携を図るために市外部に会議形式の組織を設置しようとするとき。

2 行政改革部長は、前項の規定による協議があったときは、次条第1項に規定する附属機関等設置構成協議会の会議を招集するものとする。

3 部長等は、前項の会議の結果に則して、附属機関等の設置等を行うものとする。

(附属機関等設置構成協議会の設置等)

第4条 附属機関等の設置の形式及び委員等の構成について協議するため、附属機関等設置構成協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、行政改革部長、政策企画部長及び総務部長で構成する。

3 協議会に会長を置き、行政改革部長をもって充てる。

4 協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(委員等の選任の基準)

第5条 委員等の選任は、法令等(法令、条例及び規則をいう。以下同じ。)に定めがある場合を除き、次の表に定める基準(以下「選任基準」という。)により行うものとする。

項目	基 準
委員等の各附属機関等における在任期間	連続5期又は10年のいずれか短い期間以内
委員等が属している附属機関等の数	3以内
女性の委員等の各附属機関等における割合	35パーセント以上

2 次の各号に掲げる場合には、前項の規定を適用しないことができる。

- (1) 関係行政機関等の特定の職にある者を委員等に選任する場合で、他に適任である者がいないとき。
- (2) 専門分野の学識経験を有する者を委員等に選任する場合で、他に適任である者がいないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別な事情があると認めるとき。

(委員等の選任の制限)

第6条 次の各号に掲げる者は、法令等に定めがある場合を除き、委員等に選任してはならない。

- (1) 本市の常勤の特別職の職員及び教育長
- (2) 本市の市議会議員
- (3) 本市の一般職の職員（保健所長を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職の職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者である職員に限る。）

2 前条第2項（第1号を除く。）の規定は、前項の規定による委員等の選任の制限について準用する。

(平26訓令8・一部改正)

(委員等の選任に係る協議)

第7条 部長等は、第5条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しようとするときは、行政改革部長に協議するものとする。

(推薦依頼における選任基準の明示)

第8条 部長等は、委員等の選任に際し、関係団体に対して委員等の推薦を依頼するときは、選任基準を明示して、これを行うものとする。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、附属機関等の設置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成26年3月31日訓令第8号〕

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(3) 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（抜粋）

(教育指導の計画)

第 23 条 校長は、次に掲げる事項について、毎年、学年初めに、教育委員会に報告するものとする。

- (1)学校経営の重点 (2)学習指導及び生徒指導の重点 (3)健康管理の指導の重点
- (4)日課表 (5)校務分掌 (6)行事予定表 (7)教職員の研修計画